

令和5年度 鹿児島県道路鉄道連絡会議

令和5年11月29日

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】 <事務局> 国道事務所 				跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議
直轄						【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	【道路メンテナンス 会議の下部組織】
公社						<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
都道府県 市区町村							
道路 法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	<事務局> 国道事務所		_____	_____	

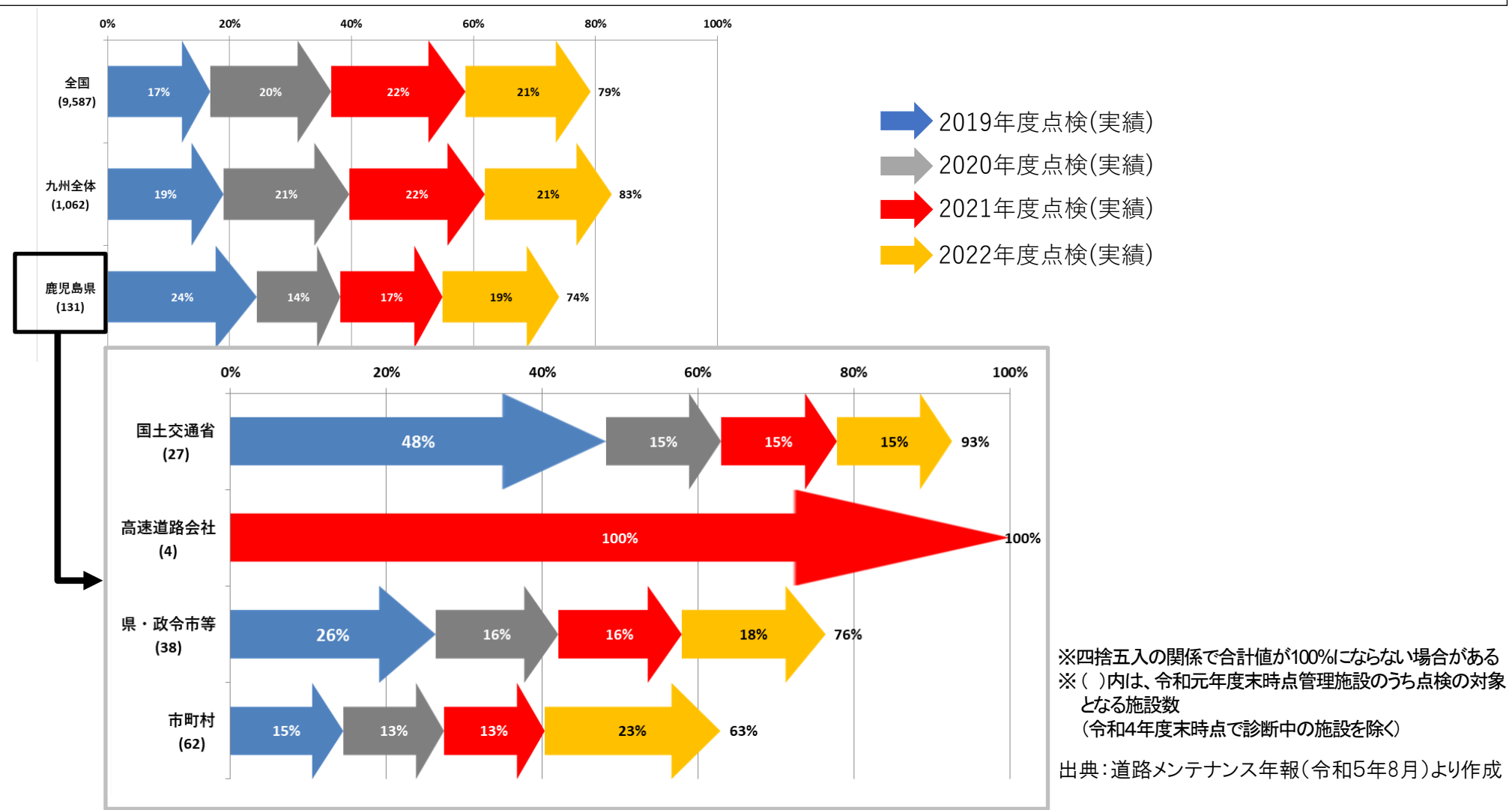
跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
 - (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
 - (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
 - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の2巡目点検実施状況《九州・鹿児島県》

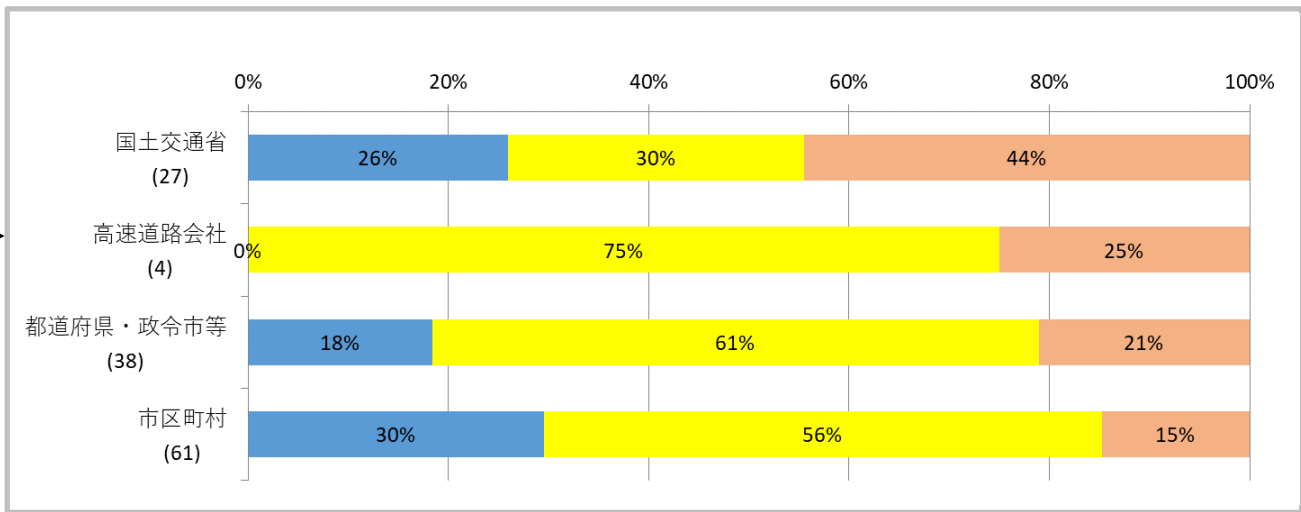
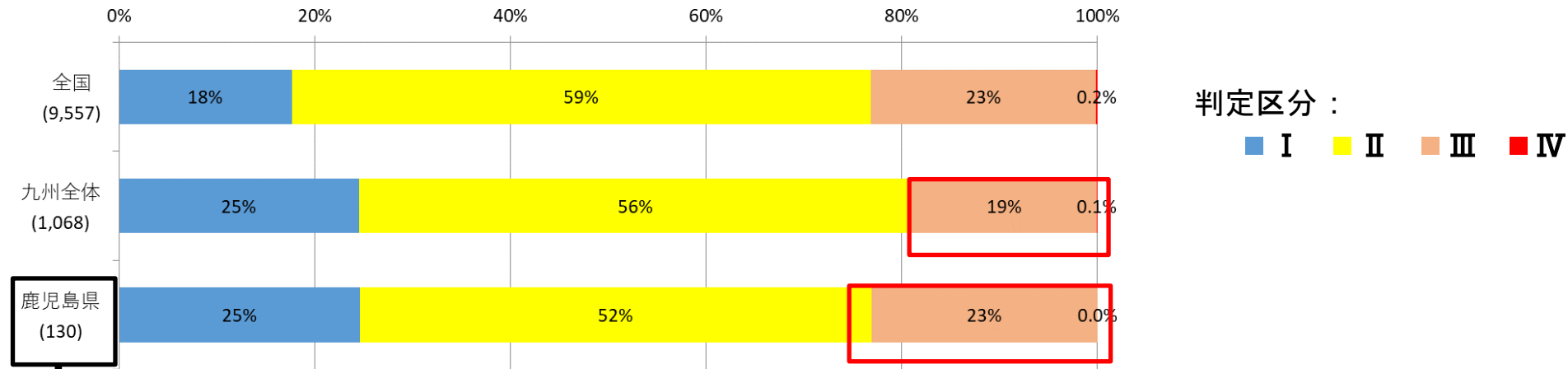
○跨線橋における2巡目の点検実施率は九州は83%、鹿児島県は74%



跨線橋の判定区分状況(H26～R4点検)《九州・鹿児島県》

○九州の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が19%(202橋)

○鹿児島県の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が23%(30橋)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()内は、2022年の点検対象施設数

出典：道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成